

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(平成31年4月分)

]]

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 <small>(調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費)</small>		
		案分率	50%
1		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	案分率
年月日 取扱店 お預り金額 お支払金額 現在高(貸付高)			
▲13			
▲14			
▲15	31-04-02 (トヨタファイナンス)	自払	56,440
▲16			
▲17			
▲18			
▲19			
▲20			
▲21			
▲22			
▲23			
▲24			

○現在高(貸付高)の金額にー(マイナス)がある場合は貸付高を表します。  
○通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代 上記のうち280円は返済料のため。  
通常リース料が280円  $56,160\text{円} \times 50\% = 28,080\text{円を充当}$

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

・4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください  
貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者) 平成28年4月8日三田市けやき台3丁目54番地1  
戸口正人

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

神戸市長田区北町2丁目5番地  
株式会社トヨタレンタリース兵庫  
代表取締役 鹿川高章

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

印

印

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲といふ)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車といふ)のリースについて、  
下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

リース方式 メンテナンス		(100054573-03)	
(1) 車両名 シエンタHVG 型式 NHP170G-MWQXQB		契約No. 0554131	
登録番号	神戸 531は5611	車台番号	
初度登録	28年4月	塗色	グレー 内装色 カーリック(ミカ) / フローラ
明瞭な本拠地	兵庫県三田市けやき台3丁目54-1		
保管場所	兵庫県三田市けやき台3丁目54-1		
(2) リース期間 平成28年4月8日～平成31年4月7日 36ヶ月	112,320円 平成28年4月4日支払 (6) 前払金 先当方法 第1回～第2回各 56,160円 毎月 52,000円 (総額 1,872,000円) 消費税 每月 4,160円 (総額 149,760円)		
(3) 支払月額 每月 56,160円 (総額 2,021,760円)	(6) 保証金 円 平成 年 月 日支払		
(4) 支払期日 第1回 平成28年4月17日 支払 第2回 平成28年5月17日 支払 第3回～第35回 1ヶ月毎 17日 支払 第36回 平成31年3月17日 支払	(7) 支払方法 トヨタクレジット (賃料)(支払)(支払)		
(8) 登録納車費用		(9) 保険会社	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保険)	保険種類	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input checked="" type="checkbox"/> オイル交換	フリート区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 1個まで	年齢条件	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税	<input checked="" type="checkbox"/> スタッドレス 4本まで	割引割増 *** %	
<input checked="" type="checkbox"/> 道路関連サービス	<input checked="" type="checkbox"/> スチールホイール 4本まで	対象人 ***** 百万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	<input checked="" type="checkbox"/> ヤマハ交換	対物 ***** 百万円, 自己負担額 *** 万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び継続検査)	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 事故 法点 一般	人身傷害 1名 ***** 百万円, 1事故 ***** 百万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 代事 故 X 法点 X 一般 X	車両 1年目 ***** 万円, 2年目 ***** 万円 3年目 ***** 万円, 4年目 ***** 万円 5年目 ***** 万円, 6年目 ***** 万円 7年目 ***** 万円, 8年目 ***** 万円	
<input checked="" type="checkbox"/> プロケア10			
<input checked="" type="checkbox"/> 一般修理			
(10) 引渡予定日 平成28年4月11日 (11) 引渡場所 使用の本拠地		(15) 規定損害金 基本額 2,373,082円 返済月額 35,956円	
(12) 契約走行距離 1,000 km/月		(13) 超過走行料 円/km	
(14) 料金の精算 しない (予定残高 ***** 円)		(16) 約款 任意保険について、御使用者負担に於いて加入して頂きます。	
リース会計基準判定 オペレーティングリース			

# 約款

## 【個人情報の取扱い】

- 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
  - 表面記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
  - 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取り扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペー等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
  - 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
- 甲および延滞保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の皆目的で利用することに同意します。
- 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

## 提供先およびその利用目的

第 順 位 次 第	内 容	提 供 先	提 供 先 の 利 用 目 的
①	契約日、車名、所在地、所持車両に付する車両登録番号など車の氏名、住所、電話番号など、契約登録個人情報(以下、契約登録個人情報といいます)および、其後、乙が記載する契約登録個人情報の変更履歴	トヨタ自動車株式会社	常に販路、サービス等に関するご連絡のため、また車の販売実績の分析等のため、メシテナンス料金の算定等についてトヨタ自動車株式会社に提供すること
②		トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車販売株式会社	常に、販路、販売実績等についてトヨタ自動車株式会社に提供すること
③		トヨタ自動車株式会社およびトヨタレンタリース株式会社	リース契約特有の円滑化等、お客様に満足いただけるための情報収集およびフランチャイズ会社としての体制整備
④		トヨタ自動車販売店を受けている販賣会社	引受けして、各販賣会社の運営および販入に貢献すること
⑤	契約登録の個人情報をとりりて販売店、下取店へ当該登録情報を付した場合に、契約登録個人情報を譲り受けた場合	トヨタ自動車株式会社	フランチャイジーとして、リース支払等を把握するうえ車両の引渡しにあたるためフランチャイズ会社に提供すること
⑥		トヨタ自動車販売店	自動車の販路、下取、各自好い手役と、定期点検の実施
⑦		トヨタ自動車販売店	社員教育の実取、実戦手続と
⑧	契約登録の個人情報をとりりて販売店、下取店へ当該登録情報を付した場合に、契約登録個人情報を譲り受けた場合	トヨタ自動車販売店	常に、販路運営を行なうこと かかるサービス入出庫、販売入出庫時に、ID番、財産の交付を行なうこと
⑨		トヨタ自動車販売店	リース契約の履行を受けること

4. 乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。

URL <http://www.toyota.co.jp/rent/>

## 【リース契約条項】

### 第1条 (リース契約)

- 登録人（以下、乙といいます）は表面記載の自動車（以下、自動車といいます）を被登録人（以下、甲といいます）にリースし、甲はこれを併受けます。  
2. 本契約は、甲若しくは乙が合意したときを成立日とします。  
3. 甲は、本契約成立日よりリース期間が消滅するまでは、本契約の解除または終了が出来ないものとします。

4. 甲若しくは乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。

### 第2条 (自動車の引渡し)

- 乙は、甲若しくは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。  
2. 甲は、收納の他現のその他のすべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡しを受けるものとします。  
3. 天災地災等、乙の責に帰する事由による自動車の引渡しは、甲は、甲の責に帰する事由により乙が自動車の引渡しを受けることを拒みまたは甲の責に帰すべからずの事由により乙が自動車を引渡すことは出来ない場合は、乙は、何らの催告なしに通知のうえ、不実を除く場合は、甲は、乙が引渡すものとし、乙の場合、第22条第2項または第3項を適用します。

### (自動車の使用・保管)

- 甲は、適切な整理者の注意をもって、表面記載の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。  
2. 甲は、乙若しくは乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検、検査するため、保管場所への入り込みまたは説明、資料の貸借等の申入れがあったときは、見渡なくこれに応じるものとします。  
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議を全くこれに応じるものとします。  
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が修繕を実施する場合を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補給をはじめとする法定の日常点検整備および定期点検整備のほか、自動車製造会社の定める取扱説明書およびメンテナンスマニュアル等に基づき整備するものとします。  
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不安全が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

### 第4条 (リース期間)

リース期間は表記(2)記載の期間とします。

### 第5条 (リース料金および支払方法等)

- 自動車のリース料金およびこのリース料に対する消費税（以下、リース支払額といいます）は表記(3)記載のとおりとします。  
2. 甲は乙に対し表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に、表記(5)の方法で支払うものとします。  
3. 甲がリース期間において自動車を使用しない期間もしくは併用できない期間があるとき、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更、減免、返還、猶予等を乙に一切請求しないものとします。

### 第6条 (前払金)

- 甲は乙に対し表記(5)記載のとおり前払金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。  
2. 前項の前払金は預利息とし、表記(5)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知無効を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。  
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到着にかかわらず、乙が何らの通知無効を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充當しても甲は異論ないものとします。

### 第7条 (保証金)

- 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。  
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後引き受けさせない限りに返済するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額支払額並びに代理金額乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。  
3. 第20条によると甲が残存期間のリース支払額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到着にかかわらず、乙が何らの通知無効をすることなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異論ないものとします。

### 第8条 (自動車の登録)

- 甲は、乙が国土交通省から自動車の登録情報を提供を受け、自動車の苦しみの目的で利用・活用することについて、異論ないものとします。  
2. 乙において、商号変更、住所変更、会社分割、事業譲渡等につづく自動車の所有権が生じた場合は、乙がこの変更登録、移転登録を行なうことを下記のとおりとし、甲を代理して自動車登録検査の登記取扱いの変更を行なうことをやめることにし、甲を代理して自動車登録検査の登記取扱いの変更を行なうことをやめることにします。また、これらの手続に間違して甲にて効率的な手続がある場合には、これに協力するものとします。

### 第9条 (禁止行為等)

- 甲は、不法行為等を乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人にして有する債務とを組合せないものとします。  
2. 甲は、甲が乙に對する債務を第三者に譲渡する、または担保に差入れる等、の所有権を侵害するような行為をしないものとします。  
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持出してもならぬものとします。  
4. 甲は、乙の承認の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。  
①自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。  
②自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。  
5. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または販売した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。

### 第10条 (通知・報告事項)

- 甲または延滞保証人は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対し、これを迅速に通知しなければなりません。  
①甲または延滞保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他の経営に重要な変更をしたとき。  
②第20条第2号の事由が生じたとき。  
③甲または延滞保証人について、第20条第3号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき。  
④自動車の使用・保管中に人または物的損害が生じたとき。  
2. 甲は、乙から申し入れがあつたときは、甲の事業の状況を説明し、決算概要書類その他の乙の指定する関係書類を乙に提供します。

### 第11条 (保険契約の締結)

- 乙は自動車についてリース期間中、被保険して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険料分は乙が負担し、その毎月に交付します。ただし、前項保険については乙は被保険者とします。  
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合自動車保険について乙は乙を被保険者とし、甲は乙の求められた場合は保険契約の空き枠を他の契約用に直ちに乙に交付するものとします。  
3. 第1項および第2項の保険契約により損失が生じた場合は、甲が負担するものとします。  
4. 第1項および第2項の保険契約に免賃額が定められている場合は、その免賃額についての負担は、甲が負うものとします。  
5. 自動車に付された車両保険が支拂われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支拂を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に渡すものとします。  
6. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

### 第12条 (自動車の瑕疵)

- 自動車の規格、仕様、品質、性能に照らして甲に照合する場合、または車両の選択、決定に際して甲に誤解があった場合においても、乙は一切の説教をわざわざしないものとします。
2. 自動車についてリース期間中、被保険して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険料分は乙が負担し、その毎月に交付します。ただし、前項保険については乙は被保険者とします。

### 第13条 (メンテナンスサービス)

- 甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで表記(6)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、検査(定期点検・遠隔および相談検査)および法定定期点検検査がリース料に含まれる場合には、メンテナンス料に定められた自動車販売会社指定の検査機関も併せて受けるものとします。

### 第14条 (リース料金の算定)

- 甲は、自動車の修理、修理料、品目、仕様に照らして甲に照合する場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで空港・修理工場を受けるものとします。また、車両の定期点検検査(定期点検・遠隔および相談検査)および法定定期点検検査の費用(保険料)に含まれる場合には、メンテナンス料に定められた自動車販売会社指定の検査機関も併せて受けるものとします。

### 第15条 (リース料金の算定)

- 甲は、自動車の修理、修理料、品目、仕様に照らして甲に照合する場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで空港・修理工場を受けるものとします。また、車両の定期点検検査(定期点検・遠隔および相談検査)および法定定期点検検査の費用(保険料)に含まれる場合には、メンテナンス料に定められた自動車販売会社指定の検査機関も併せて受けるものとします。

### 第16条 (修理料の算定)

- 甲は、自動車の修理、修理料、品目、仕様に照らして甲に照合する場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで空港・修理工場を受けるものとします。また、車両の定期点検検査(定期点検・遠隔および相談検査)および法定定期点検検査の費用(保険料)に含まれる場合には、メンテナンス料に定められた自動車販売会社指定の検査機関も併せて受けるものとします。

### 第17条 (修理料の算定)

- 甲は、自動車の修理、修理料、品目、仕様に照らして甲に照合する場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで空港・修理工場を受けるものとします。また、車両の定期点検検査(定期点検・遠隔および相談検査)および法定定期点検検査の費用(保険料)に含まれる場合には、メンテナンス料に定められた自動車販売会社指定の検査機関も併せて受けるものとします。



乙は契約(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険金支払額の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有する被保険者(以下、レンタカー一所有者者)が定める貸渡条件に従うものとし、乙の貸し出しに伴う損害によって、甲が代車代受期間を延長する場合の代車代用は、甲の負担となります。

2.甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同様の取扱をするものとします。

3.甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をもよほしたときは、甲は乙およびレンタカー一所有者者に対し直ちにこれを通知するとともに、甲の責任と負担において解決するものとします。

4.甲は、代車代受中に当該代車に際し道路交通事故に定める道路交通法をしたときは、自ら交通事故に係る反則金等を納付し、道路交通法に伴うレッカーモービル等などの駆除費用を負担するものとします。レンタカー一所有者者等が警察等から代車の放逐車両に対する処置を受け、その旨を甲に通知した場合は同様とします。

5.甲は、代車が修理より移動された場合には、レンタカー一所有者者が自らの負担により、代車を察知する場合があることを了承なく承諾するものとします。

6.甲が代車代受中に道路交通法をしたことにより、レンタカー一所有者者が道路交通法第51条の4第1項の放逐違反金納付命令を受け、放逐違反金を納付した場合は甲は代車の引取に際して発生する他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー一所有者者に対し放逐違反金相当額およびレンタカー一所有者者等が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

第15条(事故処理)

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記出典を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。  
①法令および保険契約に定められた処置をとること。  
②相談に際して不利益な確定をしないこと。

2.甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとします。

第16条(賠償請求)

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けた賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。

①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(後述にあつた自動車により引き起こされた事故による人の命または物的損害を含む)が発生した場合。  
②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の請求を含む)が発生した場合。

第17条(自動車の喪失・毀損)

第2条第1項に定める自動車の引渡しから、その返還までの盗難、火災、天変地異その他の他、乙いそれらの状況にむき合ひない事由によって生じた自動車の滅失・毀損等の一死の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支拂を行なった場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとします。

2.甲は、被保険者、修理その他の理由により、自動車の占有を失ったときは、直やかに修理所または販売店所附の修理業者に提出するものとします。

3.甲は、第11条第5項により、乙が自動車の破壊・毀損に際し保険金を受領した場合、期限の到来にかかるわらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対するとの賠償に充当しても異議ないものとします。

4.前項の場合において、乙が受領した保険金が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとします。

第18条(賠償の特例)

乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。

2.乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて必ず承認します。

第19条(免責の変更および追加)

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を補算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。

①公認公認および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。  
②法令により運賃等が生じた場合。

2.甲は、中止し出による自動車の仕替交換等に伴う修理、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。

③甲および乙は、自動車仕替保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、別途定しないものとします。

第20条(リース支払額前払い)

下記に掲げる事由の一が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。

①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。  
②自動車について著しい破損・消失(天災地獄等の不可抗力によるものを含む)、盗失、紛失、被窃取等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。  
③甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。  
イ.手形・小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。  
ロ.支払停止。公認公認または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・強制清定等の申立てを受けたとき。  
ハ.特別清算・破産・民事再生・会社更生手続の申立てもしくは私的整理(社会整理)に入つたとき。  
ニ.監査官室よりその常葉許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。  
ホ.郵便局または会社分割等の決議をしたとき。  
ヘ.解説の決議をしたとき。  
ト.後見開始もしくは被子開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑罰上の歴史を受けたとき。  
チ.死亡したとき。  
リ.若者が相当卑化し、またはそのおそれがあると認められる相当の専門があると見なされるとき。  
④連帯保証人にについて前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てた旨の要求に從わないとき。  
⑤甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。  
⑥甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を忘れたとき。

第21条(自動車の資本)

甲に前条各号の一つにても該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

第22条(規定による解除または解約)

乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとします。

2.前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が支った損害を賠償するものとします。

第23条(自動車の返還時の処置)

リース期間が終了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受ける自動車を自由に処分できるものとします。

2.甲は自動車を第9条で乙に帰属したものを取り除き、甲の費用負担で原状に回したうえで乙の指定する出所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引取ることがができるものとします。なお、付加された物件については第5項における自動車の届け出を含めるものとし、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切ないものとします。

3.甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引取ることをできるものとします。

4.甲は、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。  
①自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。  
②遅延された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状直に必要な費用。

5.乙が返還を受けた自動車は、財團法人日本自動車査定会による査定またはその値公正な方法によって評価するものとし、返還料や自動車の評価による費用は甲が負担するものとします。

6.契約(14)において処置の結果をするとの記載がある場合は、乙は返還を受ける自動車について前項により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとします。

7.甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自働車運送事業者であるとき、第1項に従づき返還された自動車について、乙が料金、返却または返却料を申請出来るよう、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める規制計画の変更または将来廃止の申請を行なうものとします。

第24条(契約走行距離等)

甲、乙双方は第5条のリース料が、契約(12)記載の契約走行距離を前提に定められたものであることを確認するものとします。

2.自動車が返却されたとき、甲が契約(12)記載の契約走行距離に超過し、リース月数を超過した距離を想定して自動車を運行していた場合には、甲は契約(12)記載の契約走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとします。

第25条(規定損害金)

本契約が終了されたとき、甲は契約(15)記載の規定損害金および原約による支払日が到來している未支払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければなりません。ただし、自動車が返却されたときは、第23条による評価額または第13条により乙が連帯保証金を受領したときは、その額を控除するものとします。

2.規定損害金の計算方法は次のとおりとします。  
①(標準率のとき) 第1項に述べた通り月額×契約月数  
②(不均等率のとき) 第1項に述べた通り月額×契約月数×経過リース料+リース料

3.前項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、超過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解約された日までに発生したリース料とします。

第26条(税金の支拂)

乙が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より偶却の申立てを受けたため、やむを外さず必要な措置とった場合には、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとします。

第27条(再リース)

甲がリース期間終了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲・乙双方のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとします。

第28条(連帯保証人)

甲が不認的に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)を負ったときは、乙が支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に応じて年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第29条(連帯保証人)

連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に準づきの負担する修理料等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と乙に供給行の負担する修理料等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と乙に供給する修理料等を含む)を保証します。

2.乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加・契約を求めることがあります、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。

3.連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務金額の支拂を拒否しても異議ないものとします。

4.連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、あるいは免責の承認および損害賠償の請求をしないものとします。

5.連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の専らによる事前の承諾を得ない限り、代位権を行なうものとします。

第30条(他の債務)

甲および連帯保証人は、この契約の履行日において、甲および連帯保証人(これららの後見人および従業員を含む。以下、本条において同じ。)が暴力団暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他の暴力、威力と脅迫手法を駆使して強制的利害を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力といふ)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属しないことを約束します。

2.甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の名に該当する事由に従事しないものとします。  
①詐術、暴力的行為または強迫的脅迫の他用等。  
②甲に反し、自らか反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。  
③③の名前や肩書きを假想し、または、毀損するおそれのある行為等。  
④乙の名前を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条(特約事項)

契約(16)記載の特約事項は、本契約の一節であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第32条(訴訟管轄)

甲・乙および連帯保証人は、本契約に関する一切の義務履行地をこの本店・店舗または本店所とすること、また、本契約に関する争いについては乙の本店所在地域の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第33条(乙の通知あるいは意思表示)

乙が第22条の解説または解約その他の通知その他の本契約に関する意思表示を、本契約または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に伝達した場合に、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人は到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示(連帯保証)べきときに到達したものとみなします。

第34条(公正競争)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼をトヨタファイナンス株式会社(以下、丙という)またはその他の第三者に取扱委任することを予め承諾するものとします。

2.甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼を丙に譲渡することを予め承諾するものとします。

第35条(取扱委任)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼をトヨタファイナンス株式会社へ譲渡することに予め同意します。

2.甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼を丙に譲渡することを予め承諾するものとします。

第36条(公正競争)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼を丙に譲渡することを予め承諾するものとします。

2.甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく信頼を丙に譲渡することを予め承諾するものとします。

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

関口 正人 様

発行日 27年12月18日  
請求書No. 151221351411

1ページ

株式会社トヨタレンタリース神戸

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目6番地



TEL 078-576-6155

リース第1課

担当 [REDACTED]

5014084000 4

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申しあげます。下記のとおりご請求申しあげます。

契約代

契約用 期間	契約N.O.	登録N.O.	今回ご利用明細		今回 ご請求額	備考
	回数	車名	ご利用額	消費税額		
	0554131 前払金	シンクHVG	104,000	8,320	112,320	充当回数： 1回～2回
ページ計			104,000	8,320	112,320	
<hr/>						
前払期日		ご利用額	消費税額	請求額		
28.4.4		104,000円 ( 104,000 )	8,320円	112,320円		

( ) 内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

銀行名	支店名	印鑑種別	印鑑番号	振込される場合
自動口座振替	[REDACTED]			[REDACTED]

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はあしからずご容赦のほどお願いいたします。  
5014084000

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 (調査研究費)研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		案分率	50%
2		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	案分率

343-1402-1

関口 正人 様

## 請 求 書

伊丹産業株式会社  
1ページ

締切日 2019年03月20日  
下記の通り御請求申し上げます。  
御請求額 2019年04月06日

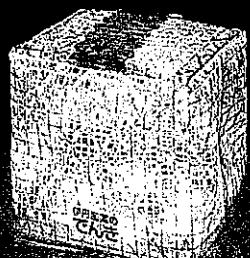
前回御請求額	御入金額	その他の 御請求額	緑越金額	御賃上合計	今回御請求金額
31412	31412			37488	37488
ハイオク レギュラー 軽油 灯油	269.05			口座振替のお知らせ 休日の場合は翌営業日と 振替日 04月06日 なります。	

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月 日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
03/06	入金(自動振替)				31412
02/24	レギュラー	0001	3397	1390	4722
02/25	レギュラー	0001	4341	1390	6034
03/02	レギュラー	0001	3083	1390	4285
03/06	レギュラー	0001	4460	1390	6199
03/10	レギュラー	0001	2996	1390	4164
03/11	レギュラー	0001	2666	1390	3706
03/17	レギュラー	0001	2924	1390	4064
03/18	レギュラー	0001	3038	1420	4314
			# 合 計 #	( 内消費税 )	37488
					2777

ガスと電気で  
プレゼント!!

solar puff mini



詳しくは裏面を開いてご覧下さい

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

10 31-04-08 ガス \*37,488 燃料費

11

12

## 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																																																						
		案分率	100%																																																																				
3		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。	案分率																																																																				
<b>なかしんのカードご利用明細</b>																																																																							
<p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">お取扱日</td> <td colspan="3">取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>31-04-22</td> <td colspan="3">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="3">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>万券(枚)千券(枚)百券(枚)十券(枚)千円券(枚)</td> <td colspan="3">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="3">¥8,400*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td colspan="3">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td colspan="3">¥0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td colspan="3">¥432 ページ 硬貨</td> </tr> <tr> <td>時 刻</td> <td>15:09</td> <td>おつり</td> <td>¥1,168</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[REDACTED]</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">物) ヒヨウコ"シ"ヤーナルシヤ様</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">内キク"チマサヒト様</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">TEL079-565-5611</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">***** 印紙税申告納 付につけられ 稅務署承認済</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">ご利用ありがとうございました。</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">中兵庫信用金庫</td></tr> </table>				お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番			31-04-22	[REDACTED]			お取引店	口座番号			[REDACTED]	[REDACTED]			万券(枚)千券(枚)百券(枚)十券(枚)千円券(枚)	お取引金額			[REDACTED]	¥8,400*			お取引内容	お取引後残高			お振込	¥0			手数料	¥432 ページ 硬貨			時 刻	15:09	おつり	¥1,168	[REDACTED]				物) ヒヨウコ"シ"ヤーナルシヤ様				内キク"チマサヒト様				TEL079-565-5611				***** 印紙税申告納 付につけられ 稅務署承認済				ご利用ありがとうございました。				中兵庫信用金庫			
お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番																																																																						
31-04-22	[REDACTED]																																																																						
お取引店	口座番号																																																																						
[REDACTED]	[REDACTED]																																																																						
万券(枚)千券(枚)百券(枚)十券(枚)千円券(枚)	お取引金額																																																																						
[REDACTED]	¥8,400*																																																																						
お取引内容	お取引後残高																																																																						
お振込	¥0																																																																						
手数料	¥432 ページ 硬貨																																																																						
時 刻	15:09	おつり	¥1,168																																																																				
[REDACTED]																																																																							
物) ヒヨウコ"シ"ヤーナルシヤ様																																																																							
内キク"チマサヒト様																																																																							
TEL079-565-5611																																																																							
***** 印紙税申告納 付につけられ 稅務署承認済																																																																							
ご利用ありがとうございました。																																																																							
中兵庫信用金庫																																																																							



(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		案分率	100%
4	<p>それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。</p> <p>案分率</p> <p><b>なかしんのカードご利用明細</b></p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <p>お取扱日 取扱金庫・店番・機種番号 3.1-04-22 [REDACTED]</p> <p>お取引店 口座番号 [REDACTED]</p> <p>お取扱金庫番号 [REDACTED] お取扱店番号 [REDACTED]</p> <p>お取引内容 お取引後残高 お振込 [REDACTED] ¥0</p> <p>手数料 ¥43.2 ページ 硬貨 ¥5.02</p> <p>時刻 15:13 おつり ¥7.0</p> <p>[REDACTED]</p> <p>〔ハ・ソシヤタ・ソホウリ・ソ マニフイストケン コウカイ様 キク・チマサヒト様 TEL 079-565-5611</p> <p>***** 印紙税申告納 付にしき相原 税務署承認済</p> <p>ご利用ありがとうございました。 中兵庫信用金庫</p>		

# ご請求書

2019年4月5日

関口正人 様

一般社団法人マニフェスト研究会  
ローカル・マニフェスト推進連盟事務局  
〒103-0027  
東京都中央区日本橋 1-4-1  
日本橋一丁目三井ビルディング 5F  
電話：03-6214-1315

下記の通り御請求申し上げますので、ご査収の程宜しくお願ひ申し上げます。

## 御請求内訳

品名	数量	単価	合計	備考
ローカル・マニフェスト推進連盟 2018 年度会費	1	5,000	5,000	
<b>合計</b>			¥5,000	※現込分

※4月末日迄にお振込みをお願いいたします

※振り込み手数料はご負担をお願いいたします。

## <お振込先>

- 銀行名・支店名 [REDACTED]  
○口座番号 [REDACTED]  
○口座名義 一般社団法人マニフェスト研究会  
○口座名義(カナ) イッパンシャダンホウジン  
マニフェストケンキュウカイ

## <お問い合わせ先>

- 住所 東京都中央区日本橋 1-4-1  
日本橋一丁目三井ビルディング 5F  
○担当者 [REDACTED]  
○電話番号/FAX 03-6214-1315/03-6214-1186

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟年会費			
活動概要	○活動団体 一般社団法人マニフェスト研究会			
	○住所 東京都中央区日本橋1-7-12 国土施設ビル3階			
	○活動趣旨 2000年に施行された地方分権推進法、その流れを受けた三位一体の改革により、地方分権が急速に進み始め。そのような中、「数値」「期限」「財源」「工程表」を明示したマニフェストを掲げた首長が当選し始めたが、首長のマニフェストによって、首長と住民が直接契約を結ぶと、地方議会のレゾン・デートルが問われ始め、これまでの地方議会のあり方が大きく変わることになる。地方議会としての役割は何か、地方議会選挙の公約をどうするのかといったことになり、ローカル・パートナーの創設をも検討する必要がある。すでに、全国の志の高い首長が立ち上がり、ローカル・マニフェストを自ら推進するローカル・マニフェスト推進首長連盟が結成された。市民の側からもローカル・マニフェスト推進ネットワーク(地方議員も含まれる)も結成された。マニフェスト型政治を推進するためには、首長と並び、二元代表制の一方の責任者として地方議会の充実が重要になる。地方分権時代をリードし、眞の地方自治確立のため実践する団体として地方議員連盟は大きな使命を担うことになる。			
	○活動内容 講演会の開催、勉強会の実施、地方議員同士の情報交換、議員間討議等			
	★案分率： 内容は、全て政務活動にかかるものである。			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	年会費	5,000	04-4	ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟年会費
		合 計		
備考				

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

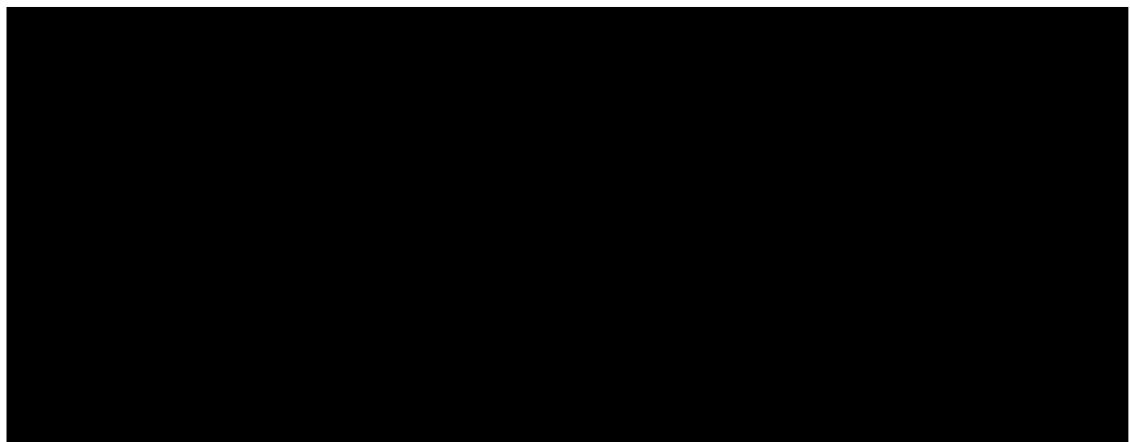
整理番号	使途項目 <small>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</small>																								
		案分率	100%																						
5	<p>5</p> <p>それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。</p> <p>案分率</p> <p><b>ご利用明細票</b></p> <table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>店番</td><td>取扱番号</td></tr><tr><td>31-04-22</td><td></td><td>A93120029</td></tr><tr><td>取扱店</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>払込口座</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>払込金額</td><td>*30,000</td><td>料金 *0</td></tr><tr><td colspan="2"><b>振替受付票</b></td><td>払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)</td></tr><tr><td>印紙税申告納付につき麹町税務署承認済</td><td>入金額 *30,000 おつり *0</td><td>はじめの一歩を応援します！</td><td></td></tr></table>	お取扱日	店番	取扱番号	31-04-22		A93120029	取扱店			払込口座			払込金額	*30,000	料金 *0	<b>振替受付票</b>		払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	印紙税申告納付につき麹町税務署承認済	入金額 *30,000 おつり *0	はじめの一歩を応援します！			
お取扱日	店番	取扱番号																							
31-04-22		A93120029																							
取扱店																									
払込口座																									
払込金額	*30,000	料金 *0																							
<b>振替受付票</b>		払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)																							
印紙税申告納付につき麹町税務署承認済	入金額 *30,000 おつり *0	はじめの一歩を応援します！																							

北摂情報文化懇話会の皆様へ

## 2019年度前期会費納入のお願い

謹啓 早春の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年度前期（4月－9月）会費納入のお願いをする時期となりました。6カ月分前納で3万円となっております。



以上にお振込いただかずか、同封の郵便局の口座 (振込手数料無料) をご利用ください。

お手数ですが、4月末日までに納入いただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

北摂情報文化懇話会事務局  
TEL 079-563-2256  
FAX 079-563-2286

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	北摂情報文化懇話会会費			
活動概要	<p>○活動団体 北摂情報文化懇話会</p> <p>○住所 三田市三輪2丁目1-9</p> <p>○活動趣旨 神戸新聞北摂総局が担当するエリア(三田市、北神戸)を対象に、基本的に月1回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事(事務局長)を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。</p> <p>○活動内容 講演会の開催、参加者同士の情報交換等</p> <p>★案分率： 内容は、全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	会費<2019年4月～9月>	30,000	04-5	北摂文化懇話会会費(2019年4月～9月)
	合 計	30,000		
備考	添付資料：北摂情報文化懇話会 第23回総会資料			

# 北摂情報文化懇話会

## 第 23 回 総 会

式 次 第

《 開会挨拶 》

《 議 題 》

- ① 平成30年度事業報告
- ② 平成30年度決算報告・監査報告
- ③ 平成31(令和元) 年度事業計画案
- ④ 平成31(令和元) 年度予算案
- ⑤ 平成31(令和元) 年度役員について
- ⑥ そ の 他

と き 平成31年4月19日（金）

ところ ザ・セレクトンプレミア  
神戸三田ホテル

## 平成30年度事業報告

4月	「規範を打破した大統領」 トランプ政権と現在の国際政治情勢 —世界はどこへ向かうのか？	神戸大学大学院 簗原 俊洋 氏
5月	「今後の政局の行方」 安倍政権の前途は	政治評論家 有馬 晴海 氏
6月	「将棋界あれこれ」	日本将棋連盟常務理事 井上 慶太 九段
7月	「天気予報の読み解き方」 ～夏の時期に注意すべきこと	気象予報士 南 利幸 氏
8月	配本……『開運！しあわせ薬膳』、『ぐるっと探検☆産業遺産』 『ひょうご自然フィールドガイド』、『姫路城を歩く』 『六甲山シーズンガイド 春・夏』、『山田錦物語』 『ひょうごのロングセラー100』、『「人」財経営のすすめ』 『兵教大発 まあるく子育て』	
9月	「平成の天皇制を振り返る」	神戸女学院大学准教授 河西 秀哉 氏
10月	「日本経済の現状と展望 成長の新たな原動力の模索」	神戸大学大学院教授 松林 洋一 氏
11月	「商業地・観光地再生の法則 ～現場から見出した手法と実践例」	まち再生プロデューサー 古田 篤司 氏
12月	特別例会 「年忘れパーティー」	
1月	休会	
2月	「映画の見方を変えて もっと人生を豊かに」	映画パーソナリティー 津田 なおみ さん
3月	「感性を数値化して暮らしに活用」	関西学院大学理工学部教授 長田 典子 さん

平成30年度 決算 (平成30年4月～平成31年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前年度繰越金		例 会 費	
会 費		講 師 謝 礼	
その 他 収 入		資 料・配 本 費	
前 払 金 (次年度会費振込手数料)		印 刷 費	
前 払 金 (次年度通信費)		事 務・文 具 費	
		雜 支 出	
		運 営・委 員 会 費	
		通 信・郵 送 費	
		前 受 金 (次 年 度 会 費)	
		小 計	
		次 年 度 繰 越 金	
合 計		合 計	

決算審査にあたり、関係諸帳簿、証票及び預金通帳などを点検したところ、正確にして誤りのないことを認めます。

平成31年4月10日

監事

監事

# 平成31(令和元)年度事業計画(案)

実施日	会 場	講 師・内 容
4月 19日 (金)	第225回例会兼 第23回総会  ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：木村 幹氏 神戸大学大学院教授  演題：「どうなる日韓関係～ 文在寅政権は何を考えているか」
5月 20日 (月)	第226回例会  ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：前川 喜平氏 元文部事務次官  演題：「政権と官僚」 (仮題)
6月 12日 (水)	第227回例会  ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：武元 和彦氏 日本銀行神戸支店長  演題：「最近の経済情勢」 (仮題)

平成31(令和元)年度 予算案 (平成31年4月～令和2年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前年度繰越金		例 会 費	
会 費		講 師 謝 礼	
		資 料・配 本 費	
		印 刷 費	
		事 務・文 具 費	
		雜 支 出	
		運 営・委 員 会 費	
		通 信・郵 送 費	
		小 計	
		次 年 度 繰 越 金	
合 計			

# 平成31(令和元)年度 幹事・監事 (案)

(順不同・敬称略)

代表幹事 森 哲男 (三田市長)

幹 事 坂本 哲也 (兵庫県阪神北県民局長)

〃 厚地 弘行 (三田市議会議長)

〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃

常任幹事

(事務局長)

監 事

〃

# 北摂情報文化懇話会規約

## 第1条 名 称

本会を北摂情報文化懇話会とする。

## 第2条 目 的

本会は北摂地域の調和のとれた発展に資するため、会員に国内外の情報分析と展望を提供するとともに、会員相互の情報交換、親睦を図ることを目的とする。このため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会の開催
2. 図書、情報資料の配布
3. その他

## 第3条 所在地

本会事務局を〒669-1513 三田市三輪2丁目1番9号 神戸新聞北摂総局内に置く。

## 第4条 会 員

- ① 本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。
- ② 新会員となる者は会員の推薦により会費納入によって資格を得る。
- ③ 本会の会員は申し出により任意に退会できる。本会は、会員が会費を滞納、またこれに準ずる理由があるときは、退会させることができる。

## 第5条 役 員

- ① 本会では代表幹事1人、幹事を若干名おき幹事会で運営にあたる。
- ② 常勤幹事（事務局長）は神戸新聞社北摂総局長が務める。
- ③ 本会の財産状況を監査し、総会で報告するため監事2名をおく。監事は幹事、事務局を兼ねてはならない。

## 第6条 会 費

会費は月額5000円とし、半年ごとに前納する。ただし、財源に不足が生じている場合は臨時会費を徴収することができる。

## 第7条 会計年度

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8条 総 会

- ① 総会は会員で構成し、事業報告と収支決算、事業計画案と収支予算案、役員の選任・解任などの事項を決議する。
- ② 本会は通常総会を年に1回開催。幹事、監事が必要と認めたときに臨時総会を開く。

## 第9条 規約改正

この規約は全会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附 則

この規約は平成30年4月20日から適用する。

(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(平成31年4月分)

]]

(会派名 継新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 <small>(調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費)</small>		
		案分率	50%
6	<p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</p> <p>案分率</p> <p><b>なかしんのカードご利用明細</b></p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <p>お取扱日 取扱金庫・店番・機番通番 31-04-22 [REDACTED]</p> <p>お取引店 口座番号 [REDACTED]</p> <p>お取引金額 [REDACTED] ¥93,744*</p> <p>お取引内容 お取引後残高 お振込 ¥0</p> <p>手数料 ¥6.48 ページ 硬貨</p> <p>時刻 15:05 おつり ¥5,608</p> <p>[REDACTED]</p> <p>動) トヨタレンタリースヒヨウコ"様</p> <p>発キク"チマサヒト様 TEL079-565-5611</p> <p>印紙税申告納付につき柏原税務署承認済</p> <p>ご利用ありがとうございました。</p> <p>中兵庫信用金庫</p> <p>自動車リース代</p>		





# 自動車リース注文書

お客様控

LB001R

株式会社 トヨタレンタリース兵庫

御中

下記の通り注文致します。

平成 31年 1月18日 商談N o 100073571-01  
部署名 リース第2課

担当スタッフ

車両 明細	車名: ジンタHVG 型式: NHP170G-MWXQB 年式: 28年式	台数: 1台 (5B6) (FA00)	コード: 5014084000 〒669-1321 電話番号 079-565-5611 住所: 兵庫県三田市けやき台3-54-1 名称: 関口 正人
----------	---	---------------------------	---

付属品別仕様	コード: 5014084000 末日締、日必着、翌月、17日払い 〒669-1321 電話番号 079-565-5611 住所: 兵庫県三田市けやき台3-54-1		
--------	---	--	--

リース期間	24ヶ月 (予定期間 31年 4月 ~ 33年 3月)		
リース料	43,400 円		

消費税	3,472 円		
支払月額 (当月)	46,872 円		

※消費税は税率 8.00%にて計算しております。

支払期日	別途契約書にてご案内		
前払金	円	平成 年 月 日	支払

保証金	充當方法 第 回 円	第 回 ~ 第 回 各 円	第 回 ~ 第 回 各 円
下取車	車名 型式	年式 登録No.	車検期限

引渡予定日	引渡場所	担当ショップ	契約走行距離	超過走行料	円/km
		ネットトヨタゾナ神戸 株式会社 北神店	残価の精算	しない	(予定残価 ***** 円)

リース料に含まれる項目	登録納車費用	事故修理(車両保険付保時)	特約事項 神戸 53115611 リース会計基準判定: パーティングリース 任意保険はご使用者負担に於いて別途加入して頂きます。
	自動車取得税	オイル交換	
	自動車重量税	バッテリー 2個まで	
	自動車賠償責任保険		
	自動車税	タイヤ 4本まで スタッドレス 4本まで	
	道路関連サービス		
	任意保険		
	車検(定期点検整備及び継続検査)		
	法定定期点検整備	車検 × 法点 × 事故 × 一般 ×	
	ブローケア 10	載重	
	一般修理		

保険会社	*****	支払 1/年齢	*****
保険種類	*****	割増	***%
対人	***** 百万円	車両	1年目 ***** 万円 2年目 ***** 万円
対物	***** 百万円 自己負担額 ** 万円	自己負担額 **万円	3年目 ***** 万円 4年目 ***** 万円
人身傷	1名 ***** 百万円 1事故 ***** 百万円		5年目 ***** 万円 6年目 ***** 万円
			7年目 ***** 万円 8年目 ***** 万円

 請求予定表

L8081R

発行日 31年 1月21日

1ページ

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

関口 正人 様

5014084000

株式会社 トヨタレンタリース

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



電話番号 078-576-6155

リース第2課

担当 [REDACTED]

契約No	0678296	車名	シエンタHV G
契約期間	31年 4月 8日～33年 4月 7日	登録No	神戸 531は5611

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	31. 4	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 3. 31	31. 4. 17
2	31. 5	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 4. 30	31. 5. 17
3	31. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 5. 31	31. 6. 17
4	31. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 6. 30	31. 7. 17
5	31. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 8. 31	31. 9. 17
6	31. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 9. 30	31. 10. 17
7	31. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 10. 31	31. 11. 17
8	31. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 11. 30	31. 12. 17
9	31. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 12. 31	32. 1. 17
10	32. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 1. 31	32. 2. 17
11	32. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 2. 29	32. 3. 17
12	32. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 3. 31	32. 4. 17
13	32. 4	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 4. 30	32. 5. 17
14	32. 5	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 5. 31	32. 6. 17
15	32. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 6. 30	32. 7. 17
16	32. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 7. 31	32. 8. 17
17	32. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 8. 31	32. 9. 17
18	32. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 9. 30	32. 10. 17
19	32. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 10. 31	32. 11. 17
20	32. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 11. 30	32. 12. 17
21	32. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 12. 31	33. 1. 17
22	33. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 1. 31	33. 2. 17
23	33. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 2. 28	33. 3. 17
24	33. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0			

リース代	1,041,600 円	保証金	0 円
消費税額	83,328 円	お支払期日	
お支払総額	1,124,928 円	お支払方法	トヨタクレジット
前払金	93,744 円	銀行名	
お支払期日	31. 4. 30	支店名	
充当方法	第 回 円	口座種別	
	第1回～第2回 46,872 円	口座番号	[REDACTED]
	第 回～第 回 円		

\*消費税額には地方消費税を含みます。  
振込される場合は上記口座までお願ひいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担お願ひいたします。

5014084000

# 約款

## 【個人情報の取扱い】

- 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
  - 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険期間の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
  - 自動車、保険、連絡電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
  - 商品開発等あるいはお客様満足度向上策を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
- 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
- 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的：

提供内容	提供先	提供先の利用目的
契約締結日、車名・色・型式等自動車に掲げる情報および乙の氏名・住所・電話番号などを表面記載の個人情報を以下、表面記載の個人情報をいう)および、将来、乙が搭載する表面記載の個人情報を変更する場合	トヨタ自動車株式会社	甲による商談・サービス等に関するご案内である以外の本契約の内容メンテナンス等の目的についてヨク自動車株式会社が運営するリースW.L.Oシステムを通じて情報提供を行うこと
トヨタ自動車株式会社およびヨク自動車株式会社とトヨタレンタリースランチマイズ契約を締結した者	トヨタ自動車株式会社	甲による商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上に係る販売の目的でヨク自動車リースランチマイズ契約を締結すること
乙が当該表面記載表面を受けている損害保険会社	リース契約締結の円滑化およびお客様に適応いただくための地図記載およびファンチャイズ会社としての体制強化	甲における、各損害保険の募集および加入に対すること
表面記載の個人情報およびリース契約書、下取車両、当該法規と同様に行われた適用法規の取扱説明書の内訳書類等	トヨタ自動車株式会社	プランチャイズとして、リース機関等を構成するうえお客様の判断に応じた行動なフランチャイズ会社との連携すること
トヨタ自動車仙台自動車販売株式会社	自動車の引渡し、下取、各競争手段および直営店の案内、広報	自動車の引渡し、下取、各競争手段および直営店の案内、広報
他用渋滞の引取事業者	田川渋滞の引渡し、処理手続き	田川渋滞の引渡し、処理手続き
表面記載の個人情報およびヨク自動車リースランチマイズ契約をしており乙が甲に登録する場合	トヨタ自動車株式会社	甲による車両運転室での操作を行うこと。また、サービス入出庫時の江戸印知合場等に、迅速、的確な対応をすること

4. 乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。

URL <http://www.toyota.co.jp/rent/>

## 第7条 (保証金)

- 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
- 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払料・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
- 第20条により甲が返却期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告をすることなく、保証金を甲の乙に対する債務に充当しても甲は異議ないものとします。

## 第8条 (自動車の登録)

- 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の旨の他の目的で活用することについて、承認ないものとします。
- 乙において、商号変更、住所変更、または会社分割・会社分離・車両譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・登録廃止を行う場合には、乙がこの変更登録・登録廃止を行うことを甲は予め承諾すると共に、甲を代理して自動車検査の記載事項の変更登録を行ふことを予め承諾します。また、これらの手続に際して甲にて封印が必要な項目がある場合には、これに協力するものとします。

## 第9条 (禁止行為等)

- 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人にして有する債務とを相殺出来ないものとします。
- 甲は、自動車を第三者に譲り、販賣する、または担保に差入れる等、の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
- 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持出してもならぬものとします。
- 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
  - 自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の既状を変更すること。
  - 自動車検査の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。
- 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または貼られた他の物品の所有権は、すべて無効で乙に帰属するものとします。

## 第10条 (通知・異議・抗議)

- 甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対しちにこれを通知しなければなりません。
  - ①甲または連帯保証人が以下の住所、氏名または事業の目的その他経営に重要な変更をしたとき。
  - ②第20条2号の事由が生じたとき。
  - ③甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき。
  - ④自動車の使用・保管があつたとき。
- 甲は、乙から申し入れがあつたときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の賃貸額その他の乙の指定する関係書類を乙に提供します。

## 第11条 (保険契約の締結)

- 乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その手を以付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
- 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがまつた場合は保険契約の手を以付契約締結後直ちに乙に交付するものとします。
- 第1項および第2項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
- 第1項および第2項の保険契約に免賃額が定められている場合は、その免賃額についての負担は、甲が負うものとします。
- 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に渡すものとします。
- 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

## 第12条 (自動車の瑕疵)

- 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して中に瑕疵があった場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は瑕疵の定めに従い、自動車の製造・販売または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。

## 第13条 (メンテナンスサービス)

- 甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップ(表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、定期点検検査の実行および維持検査)および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合に、シナジアンスノートに定められた自動車製造会社指定の検査備品併せて受けるものとします。
- 甲は表記(8)以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。

- 次の場合は、修理等の費用に含まれず、別途甲が負担するものとします。
  - 表記(8)において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用。

- ②甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失、起因する自動車の修理に要する費用(甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします)。

- ③第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用(保険免賃・被賃貸対象外等により保険適用外費用)。

- ④甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で独立に行った修理等の費用。

- ⑤自動車本体以外の架装品(パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等)の修理等の費用。

- ⑥天候異常、地震、悪条件等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による修理の修理に要する費用。

- ⑦年劣化等によつて発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。

- ⑧自動車の品質、機能に瑕がない現象の修理に要する費用。

4. 甲が表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるとき、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。

5. 第20条第1項各号の事由が生じたときは、それ以前メンテナンスカードの示があつても乙は整備・修理および車両を拒むことをができるものとします。

6. 甲は、会員登録トヨタテクノショップまたは指定工場が車両検査の定期点検整備を代理する際に、放置違反反復不整備の有無を確認する。社外法人日本自動車整備振興会連合のホームページを利用したインターネット照会を行ふことに予め同意します。また、インターネット照会結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察に對するファックスによる照会をする場合は、甲は所定の回数まで自署または印するものとします。

7. 放置違反金の滞納等に起因して車検(定期点検整備および維持検査)が遅れた場合は不能となつても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「係安違返地盤遮止証」の有効期限が切れた場合、「係安違返地盤遮止証」の可取扱いによる一切の費用は甲が負担するものとします。

8. 放置違反金の滞納等に起因して車検(定期点検整備および維持検査)が遅れた場合は不能となつた場合は、甲は第14条に基いて代車を借り受けしていくものとします。



#### 第14条(代車)

乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険拘束等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者(以下、「レンタカー所有事業者」)が定める貸渡約款に従うものとします。但し、乙の責に帰さない理由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とします。

2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同様の取扱をすることとします。

3. 甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は乙およびレンタカー所有事業者に對し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任と負担において対応するものとします。

4. 甲は、代車借受中に、当該代車に關し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカーや移動保管などの費用を負担するものとします。レンタカー所有事業者が警察等から代車の放置駐車違反の処罰を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。

5. 甲は、代車が盗難より移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承認するものとします。

6. 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または代車の引取に要した費用その他の損耗等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対して放置違反金相当額およびレンタカー所有事業者が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

#### 第15条(事故処理)

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。

- ①法令および保険約款に定められた処置をとること。
- ②事故に因して不利益な協定をしないこと。

- ③賠償の保証をすること。

2. 甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとします。

#### 第16条(損害賠償)

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けた賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および賠償額に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。

①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(旅館にあつた自動車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。

②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

#### 第17条(自動車の滅失・毀損)

第2条第1項に定める自動車の引渡しから、その返還までの盗難、火災、天災地災その他、乙いすれの理由によって生じた自動車の滅失、毀損の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとします。

2. 中は盗難、盗難その他の原因により、自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。

3. 甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に因し保険金を受領した場合、賃料の到着にかかるわざと、乙の受取金額を限度として甲の乙に対するなどの債務に充当しても異議ないものとします。

4. 前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとします。

#### 第18条(債務の移管等)

乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。

2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて手続書類します。

#### 第19条(賃料の変動および追加)

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。

①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。

②法令により費用が生じた場合。

2. 甲は、申し出による自動車の仕掛変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。

①および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとします。

#### 第20条(リース支払額の精算)

下記に掲げる事由の一が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に對して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。

①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。

②自動車について皆しい破損・滅失(天災地災等の不可抗力によるものを含む)、盗難・紛失、技術取扱の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を喪失するものがあらわれたとき。

③甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。

イ. 手形・小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。

ロ. 支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。

ハ. 特別清算・破産・民衆再生・会社更生手続の申立てがあつたとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。

ニ. 稽留官署より、その営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。

ホ. 重複賃貸または会社分割等の決議をしたとき。

ヘ. 解散の決議をしたとき。

ト. 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑罰上の訴追を受けたとき。

チ. 死亡したとき。

リ. 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

④連帯保証人にについて前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に能わないととき。

⑤甲が本契約の条項または乙との間の他の契約条項の一つにでも違反したとき。

⑥甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

#### 第21条(自動車の預かり)

甲に前条各号の一つにても該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3項の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があつた時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

#### 第22条(解約による解除)

乙は、甲に第20条各号の一つにても該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとします。

2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。

3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解約されたときは、甲は乙に第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で支払うものとします。

第23条(自動車の返還時の取扱)

リース期間が満了したときまたは本契約が解除もしくは解約されたとき、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受た自動車を自由に處分するものとします。

2. 甲は自動車を第9条で乙に返却したものを除き、甲が自動車を原状に回したうえで乙の指定する場所に返却するものとし、甲が自動車を原状に回しないものとします。乙は付加された物件を含めて自動車を引取ることができるものとします。なお、付加された物件については第5項による自動車の清めのものとします。甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切ないものとします。

3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引取ることを可能とするものとします。

4. 甲は、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。

①自動車の運送が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返却日までの間の第5条所定のリース支払額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。

②返却された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。

5. 乙が返却を受けた自動車は、財団法人日本自動車鑑定協会による鑑定またその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとします。

6. 表記(14)において残価の精算をするとの記載がある場合は、乙は返還を受た自動車について前項により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとします。

7. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第1項に基づき返還した自動車について、乙が扶助・移動または登録を申請するよう、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送業法に定める事務許可の変更または登録廃止の申請等を行なうものとします。

第24条(契約走行距離等)

甲・乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に定されたものであることを確認するものとします。

2. 自動車が返還されたとき、甲が表記(12)記載の契約走行距離に過ぎリース期間数を乗じた距離を越えて自動車を運転していた場合には、甲は表記(12)記載の超過走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとします。

第25条(規定損害金等)

本契約が解約されたときは、甲は表記(15)記載の規定損害金および解約時に既に支払った支払額を直ちに乙に支払うものとします。

2. 規定損害金の計算方法は次のとおりとします。

①(均等払いのとき) 基本額一返却月額×経過月数

②(不均等払いのとき) 基本額一返却月額×経過リース料+リース料

3. 前項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解約された日までに発生したリース料とします。

第26条(賃貸保全)

乙が不実によると自らの権利を守り回復するため、または第三者より換部品の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとします。

第27条(再リース)

甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲・乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとします。

第28条(返還損害金)

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったときは、乙が支払すべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第29条(連帯保証人)

連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に基づき負担する修理費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務の清めの責を負うものとします。

2. 乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることがあります。甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。

3. 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全部の支払を請求されても異議ないものとします。

4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、削除しても免責の主張および損害賠償の請求をしないものとします。

5. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利取扱した場合でも、乙の荷物による事前の承諾を得ない限り、代位権を行なわないものとします。

第30条(特別的事項)

甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらは後見人および賃貸人を含む。以下、本条において同じ。)が暴力団員・暴力団員関係団体・それらの関係者、その他の暴力・威力・脅迫手法を駆使して経済的利害を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力といいます)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを誓約します。

2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の名に該当する事項を行なわないことを誓約します。

①脅迫・暴力の行為を行なったまたは脅迫の使用等。

②争奪に反し、自らが反社会的暴力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的暴力である旨を伝える等。

③乙の名前や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。

④乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条(特約事項)

表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの契約条項が優先するものとします。

第32条(監修管理)

甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・店舗または営業所とすること、また、本契約に関する争いについては乙の本店・店舗または営業所の裁判所とすることに合意するものとします。

第33条(乙の通知あるいは意思表示)

乙が第22条の解除または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人に到達しなかったときは、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかつたときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達するものとみをします。

第34条(公正証書)

甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに債務執行を受けても保証はない旨の認証条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、中の負担とします。

第35条(取立委任)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債務をトヨタファイナンス株式会社(以下、両といいます)またはその他の第三者に取立委任することを承諾するものとします。

2. 甲および連帯保証人は、取立委任の事実に關する通知が乙に代わって丙(トヨタファイナンス株式会社への譲渡拒絶)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債務を丙に譲渡するものとします。

2. 甲および連帯保証人は、丙に代わって行われることに予め同意します。

(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																			
		案分率	50%																																	
7	<p>それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</p> <p>案分率</p> <p>ご利用明細票</p> <table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>店番</td><td>お取引内容</td></tr><tr><td>31-04-23</td><td></td><td>カード送金</td></tr><tr><td>記号</td><td>番号</td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お取引金額</td><td></td></tr><tr><td>N310</td><td>*96,400</td><td></td></tr><tr><td></td><td>残高</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>送金料金</td><td>*432円</td><td></td></tr><tr><td>振込予定日</td><td>31-04-23</td><td></td></tr><tr><td>セキフチマサヒト</td><td></td><td></td></tr></table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</p>	お取扱日	店番	お取引内容	31-04-23		カード送金	記号	番号		取扱番号	お取引金額		N310	*96,400			残高								送金料金	*432円		振込予定日	31-04-23		セキフチマサヒト				
お取扱日	店番	お取引内容																																		
31-04-23		カード送金																																		
記号	番号																																			
取扱番号	お取引金額																																			
N310	*96,400																																			
	残高																																			
送金料金	*432円																																			
振込予定日	31-04-23																																			
セキフチマサヒト																																				

## (添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火							
3	水							
4	木							
5	金							
6	土							
7	日							
8	月							
9	火							
10	水							
11	木							
12	金							
13	土	16:00	20:00		4:00			
14	日							
15	月							
16	火							
17	水	13:00	16:00		3:00			
18	木							
19	金	13:00	16:00		3:00			
20	土							
21	日							
22	月							
23	火							
24	水							
25	木							
26	金	13:00	16:00		3:00			
27	土							
28	日	14:00	17:00		3:00			
29	月	9:00	12:00		3:00			
30	火	16:00	21:00		5:00			
31	水							
	計			(A)	24:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。	関口正人
---------------------	------

【総支給額の計算】	
① 時給の場合 (A) [ 時間 分 ] × 単価 [ 円 ] =	円(B)
①' 月額の場合 支給額 =	100,000 円(B)
② 時間外勤務手当等 支給額 =	0 円(C)
③ 総支給額 (B)+(C) =	100,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】	
(D) - [3,600円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) =	96,400 円(E)

金 96,400 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 平成31年4月 30日
氏名	

【政務活動費充当額の計算】	
○ 紙与	総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[ 円 ] × 案分率[ % ] = 円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F)+(G) = 50,000 円

(添付様式 8)

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	平成30年7月1日から 平成31年5月31日まで
雇用形態	正規職員 ・ <b>パートタイム</b> ・ その他
就業場所	三田市けやき台3丁目54番1号 関口正人議員事務所、及び、自宅
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成 その他議員活動に係る補助
就業時間	月25時間以内
休日	週1日以上
給与(賃金)	月額100,000円
給与支払	毎月分を毎月末までに支払
給与振込先	[REDACTED]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

・ 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成30年7月1日

雇用者 兵庫県議会議員 関口正人 [REDACTED]

被雇用者 [REDACTED]

(添付様式2)

## 領収書等添付様式【共通】

(平成31年5月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	案分率	50%
1		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。	

343-1402-1

関口 正人 様

## 請求書

伊丹産業株式会社

1ページ

締切日 2019年04月20日  
納期始日 2019年05月06日

下記の通り御請求申し上げます。

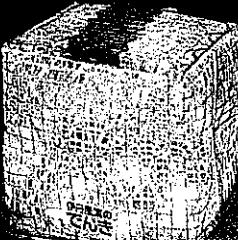
前回御請求額	御入金額	その他の	繰越金額	御賃上合計	今回御請求金額
37488	37488			27275	27275
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油		
		191.16			

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月 日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
04 08	入金(自動振替)				37488
03 25	レギュラー	0001	3191	1420	4531
03 28	レギュラー	0001	4077	1420	5789
03 28	レギュラー	0001	2034	1420	2888
04 09	レギュラー	0001	3287	1420	4668
04 17	レギュラー	0001	3606	1440	5193
04 19	レギュラー	0001	2921	1440	4206
			# # 合 計 # #	( 内消費税 )	27275
					2022

ガスと電気で  
フレゼント!!

solar puff mini



裏面を開いてご覧下さい

※「伊丹

21	01-05-07	ガス	27,275	天然ガス
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

(添付様式2)

## 領収書等添付様式【共通】

(平成31年5月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																														
		案分率	50%																																												
2		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。	案分率																																												
<h3>ご利用明細票</h3>																																															
<table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>店番</td><td colspan="2">お取引内容</td></tr><tr><td>01-05-29</td><td></td><td colspan="2">カード送金</td></tr><tr><td>記号</td><td></td><td colspan="2">番号</td></tr><tr><td>取扱番号</td><td colspan="3">お取引金額</td></tr><tr><td>N036</td><td colspan="3">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">残高</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">送金料金 *432円</td></tr><tr><td colspan="4">振込予定日 01-05-29</td></tr><tr><td colspan="4">セキクチ マサヒト</td></tr></table>				お取扱日	店番	お取引内容		01-05-29		カード送金		記号		番号		取扱番号	お取引金額			N036	*96,400				残高											送金料金 *432円				振込予定日 01-05-29				セキクチ マサヒト			
お取扱日	店番	お取引内容																																													
01-05-29		カード送金																																													
記号		番号																																													
取扱番号	お取引金額																																														
N036	*96,400																																														
	残高																																														
送金料金 *432円																																															
振込予定日 01-05-29																																															
セキクチ マサヒト																																															

ご利用いただきましてありがとうございました。

—ゆうちょ銀行—

## (添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
5月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	水	9:00	12:00		3:00		
2	木						
3	金	9:00	10:00		1:00		
4	土						
5	日						
6	月	14:00	17:00		3:00		
7	火						
8	水	9:00	17:00	1:00	6:00		
9	木						
10	金						
11	土	9:00	12:00		3:00		
12	日	9:00	12:00		3:00		
13	月						
14	火	16:00	21:00		5:00		
15	水	9:00	10:00		1:00		
16	木						
17	金						
18	土						
19	日						
20	月						
21	火						
22	水						
23	木						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						
31	金						
	計				(A) 25:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。		関口正人
【総支給額の計算】		
① 時給の場合 (A) [ 時間 分] × 単価[ 円] = 円(B)		
①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)		
② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)		
③ 総支給額 (B)+(C) = 100,000 円(D)		
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】		
(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)		
金 96,400 円(E)		左記金額を確かに領収致しました。 平成31年5月 31日
氏名 [REDACTED]		
【政務活動費充当額の計算】		
○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)		
○ 保険料等雇用主負担額 総額[ 円] × 案分率[ %] = 円(G)		
○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 50,000 円		

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和1年6月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目 (調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費)		
		案分率	50%
1		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	案分率

343-1402-1

関口 正人 様

## 請求書

伊丹産業株式会社



1ページ

締切日 2019年05月20日  
請求状況 2019年06月06日

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
27275	27275			28886	28886
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	□座振替のお知らせ	休日の場合は翌営業日と振替日 06月06日になります。
				193.32	

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月 日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
05/07	入金(自動振替)				27275
04/27	レギュラー	0001	3741	1470	5499
05/02	レギュラー	0001	2766	1500	4149
05/04	レギュラー	0001	2719	1500	4079
05/09	レギュラー	0001	3032	1500	4548
05/15	レギュラー	0001	3008	1500	4512
05/20	レギュラー	0001	4066	1500	6099
				# 合 計 # (内消費税)	28886
				(	2139

# サービスかけつけ



伊丹産業の  
でんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

\*「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

13  
14  
15

16 01-06-06 ガス

\*28,886 燃料費

17